

総合評価落札方式条件付一般競争入札
技術評価型等選定実施要領

平成 23 年 5 月

岩手県農林水産部

目 次

- 1 総合評価落札方式条件付一般競争入札技術評価型等選定実施要領・・・・・・・・・・ P 1
- 2 別紙1 技術評価型等選定手順（土木系工事（漁港工事を除く））・・・・・・・・・・ P 3
- 3 別紙2 技術評価型等選定手順（土木系工事（漁港工事））・・・・・・・・・・ P 6
- 4 様式第1号 技術評価型等選定表（土木系工事（漁港工事を除く））・・・・・・・・・・ P 10
- 5 様式第2号 技術評価型等選定表（土木系工事（漁港工事））・・・・・・・・・・ P 11
- 6 別表第1 工事区分表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
- 7 別表第2－1 工事技術的難易度判定の
小項目別運用表（土木系工事（漁港工事を除く））・・・・・・・・・・ P 15
- 8 別表第2－2 工事技術的難易度判定の
小項目別運用表（土木系工事（漁港工事））・・・・・・・・・・ P 16
- 9 別表第3 工事区分別工事技術的難易度対応表（土木系工事）・・・・・・・・・・ P 17

総合評価落札方式条件付一般競争入札技術評価型等選定実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県農林水産部が所管する県営建設工事（以下「工事」という。）において、工事技術的難易度の判定により総合評価落札方式条件付一般競争入札を適用する工事（以下「適用工事」という。）の選定、及び適用工事における技術評価型の選定に関し、必要な事項を定める。

(工事担当課等の長)

第2 工事担当課等の長とは、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年3月30日岩手県規則第46号）第12条に規定する農林水産部の室の課長並びに課の長、又は岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年3月31日岩手県規則第64号）第31条に規定する広域振興局の部長及び行政センターの所長並びに第32条に規定する広域振興局の部又は行政センターに置く室の長のうち第4に掲げる工事の発注を担当する長をいう。

(選定者)

第3 適用工事及び技術評価型の選定は、工事担当課等の長が指名する担当課長又はこれに相当する職にある者（以下「選定者」という。）が行う。

(対象工事)

第4 適用工事及び技術評価型の選定は、条件付一般競争入札を適用する工事のうち、原則として次に掲げる工事種別のいずれかに該当する設計金額1千万円以上の工事を対象とする。

- (1) 土木工事
- (2) 舗装工事
- (3) 鋼橋上部工事
- (4) プレストレス・コンクリート工事
- (5) 法面処理工事

(技術評価型等の選定)

第5 選定者は、次に掲げる技術評価型等選定手順により工事技術的難易度を判定し、適用工事及び技術評価型の選定を行う。

- (1) 漁港工事を除く土木系工事
技術評価型等選定手順（土木系工事（漁港工事を除く））（別紙1）
- (2) 漁港工事に係る土木系工事
技術評価型等選定手順（土木系工事（漁港工事））（別紙2）

(選定結果の報告)

第6 選定者は、前条に規定する選定を行ったときは、速やかに工事担当課等の長に報告する。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 7 月 1 日以後に公告する工事から施行する。

技術評価型等選定手順(土木系工事(漁港工事を除く))

一般事項

- (1) 漁港工事を除く土木系工事は、次の手順に沿って工事技術的難易度の判定、総合評価落札方式の適用工事の選定、及び適用工事の技術評価型の選定を行う。
- (2) 選定者は、判定及び選定に際し、工事の条件・特性について、当該工事を担当する職員(総括主査及び担当者)の意見を参考にする。
- (3) 選定者は、判定及び選定の結果等を「技術評価型等選定表(土木系工事(漁港工事を除く))」(様式第1号)(以下「工事選定表」という。)に記入する。

手順1 「工事区分」の選定

- (1) 工事区分は、別表第1「工事区分表」より選定する。
- (2) 工事区分が複数存在する場合は、当該工事の条件・特性を総合的に勘案のうえ難易度の最も高い工事区分を選定する。
- (3) 選定した結果は、工事選定表の「**工事区分【手順1】**」の欄に、別表第1の「**工事区分**」を記入する。

手順2 「小項目」の判定

- (1) 各小項目は、別表第2-1「工事技術的難易度判定の小項目別運用表(土木系工事(漁港工事を除く))」により「**a**」、「**b**」、「**c**」で判定する。
- (2) 「判定対象事項(代表的事項等)」の具体的な内容は、工事選定表の「**判定内容【手順2】**」の欄に記入する。
- (3) 判定した結果は、工事選定表の「**小項目判定【手順2】**」の欄に記入する。
- (4) 「判定対象事項(代表的事項等)」の具体的な内容及び判定については、農林水産部農村計画課総括課長、森林保全課総括課長及び漁港漁村課総括課長が別に通知する「**工事技術的難易度の小項目別運用事例一覧表**」を参考にする。

手順3 「大項目」の判定

- (1) 各大項目は、手順2の判定結果に基づき、表1-1「大項目判定基準表」により「**A**」、「**B**」、「**C**」で判定する。
- (2) 判定した結果は、工事選定表の「**大項目判定【手順3】**」の欄に記入する。
- (3) 工事の条件・特性において、とりわけ難易度の高い判定対象事項がある場合は、工事選定表の「**6 特別考慮要因**」を判定することができる。

表 1-1 大項目判定基準表

大項目		小項目判定における「a」の数								備 考	
		0	1	2	3	4	5	6	7		
1 構造物条件	小項目判定における「b」の数	0	C	A	A	A					A : a が 1 個以上である、若しくは b が 2 個以上である B : b が 1 個であり、かつ a がない C : a 若しくは b がない
		1	B	A	A						
		2	A	A							
		3	A								
2 技術特性		0	C	A	A						
		1	B	A							
3 自然条件		0	C	A	A	A	A	A		A : a が 1 個以上である、若しくは b が 4 個以上である B : b が 2 個以上 3 個以下であり、かつ a がない C : b が 1 個以下であり、かつ a がない	
		1	C	A	A	A	A				
		2	B	A	A	A					
		3	B	A	A						
		4	A	A							
		5	A								
4 社会条件 5 マネジメント 特性	0	C	A	A	A	A	A	A	A : a が 1 個以上である、若しくは b が 5 個以上である B : b が 2 個以上 4 個以下であり、かつ a がない C : b が 1 個以下であり、かつ a がない		
	1	C	A	A	A	A	A	A			
	2	B	A	A	A	A	A				
	3	B	A	A	A	A					
	4	B	A	A	A						
	5	A	A	A							
	6	A	A								
	7	A									

手順 4 「易、やや難、難」の判定

- (1) 「易、やや難、難」は、手順 3 の判定結果に基づき、表 1-2 「易、やや難、難 判定基準表」により「易」、「やや難」、「難」で判定する。ただし、次のいずれかに該当する場合は「難」と判定する。
 - ① 「1 構造物条件」の判定が「A」の場合
 - ② 「2 技術特性」の判定が「A」の場合
- (2) 「3 自然条件」、「4 社会条件」又は「5 マネジメント特性」の判定が「A」の場合、特に厳しい自然条件への対応や、環境対策など特に厳しい制限を受ける工事については、「難」と判定することができる。
- (3) 手順 3 において「6 特別考慮要因」を追加した場合は、その判定結果を判定数に加える。
- (4) 判定した結果は、工事選定表の「易、やや難、難【手順 4】」の欄に記入する。

表 1-2 易、やや難、難 判定基準表

		大項目判定における「A」の数						備考	
		0	1	2	3	4	5		(6)
大項目判定における「B」の数	0	易	やや難 難(注1)	難	難	難	難	(難)	◆易 ・ A若しくはBがない ◆やや難 ・ Aが1個であり、かつBが3個以下である ・ Aがなく、かつBが1個以上である ◆難 ・ Aが2個以上である ・ Aが1個であり、かつBが4個以上である ・ Aが1個であり、かつBが3個以下である(注1)
	1	やや難	やや難 難(注1)	難	難	難	(難)		
	2	やや難	やや難 難(注1)	難	難	(難)			
	3	やや難	やや難 難(注1)	難	(難)				
	4	やや難	難	(難)					
	5	やや難	(難)						
	(6)	(やや難)							

(注1) 手順4 (2)の場合に適用

(注2) ()書きは、特別考慮要因が存在する場合に適用

手順5 「工事技術的難易度」の判定

- 工事技術的難易度は、手順4の判定結果に基づき、別表第3「工事区分別工事技術的難易度対応表(土木系工事)」により「Ⅰ～Ⅵ」で判定する。
- 判定した内容は、工事選定表の「**工事技術的難易度【手順5】**」の欄に記入する。

手順6 「適用工事」及び「技術評価型」の選定

- 適用工事は、手順5の判定結果に基づき、工事技術的難易度がⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ又はⅥと判定された工事とする。
- 適用工事の技術評価型は、次のとおり選定し、工事選定表の「**技術評価型【手順6】**」に記入する。
 - 簡易2型
工事技術的難易度がⅡと判定された工事
 - 簡易1型
工事技術的難易度がⅢと判定された工事
 - 標準型
工事技術的難易度がⅣ、Ⅴ又はⅥと判定された工事
 - 高度技術提案型
工事技術的難易度がⅣ、Ⅴ又はⅥと判定された工事で、工事担当課等の長が構造上の工夫や特殊な施工方法を含む高度な技術提案を求める必要があると認めたもの

技術評価型等選定手順（土木系工事（漁港工事））

一般事項

- (1) 漁港工事に係る土木系工事は、次の手順に沿って工事技術的難易度の判定、総合評価落札方式の適用工事の選定、及び適用工事の技術評価型の選定を行う。
- (2) 選定者は、判定及び選定に際し、工事の条件・特性について、当該工事を担当する職員（総括主査及び担当者）の意見を参考にする。
- (3) 選定者は、判定及び選定の結果等を「技術評価型等選定表(土木系工事(漁港工事))」（様式第2号）（以下「工事選定表」という。）に記入する。

手順1 「工事区分」の選定

- (1) 工事区分は、別表第1「工事区分表」より選定する。
- (2) 工事区分が複数存在する場合は、当該工事の条件・特性を総合的に勘案のうえ難易度の最も高い工事区分を選定する。
- (3) 選定した結果は、工事選定表の「**工事区分【手順1】**」の欄に、別表第1の「**工事区分**」を記入する。

手順2 「小項目」の判定

- (1) 各小項目は、別表第2-2「工事技術的難易度判定の小項目別運用表(土木系工事(漁港工事))」により「**a**」、「**b**」、「**c**」で判定する。
- (2) 「判定対象事項(代表的事項等)」の具体的な内容は、工事選定表の「**判定内容【手順2】**」の欄に記入する。
- (3) 判定した結果は、工事選定表の「**小項目判定【手順2】**」の欄に記入する。
- (4) 「判定対象事項(代表的事項等)」の具体的な内容及び判定については、農林水産部漁港漁村課総括課長が別に通知する「**工事技術的難易度の小項目別運用事例一覧表**」を参考にする。

手順3 「大項目」の判定

- (1) 各大項目は、手順2の判定結果に基づき、表2-1「大項目判定基準表」により「**A**」、「**B**」、「**C**」で判定する。
- (2) 判定した結果は、工事選定表の「**大項目判定【手順3】**」の欄に記入する。
- (3) 工事の条件・特性において、とりわけ難易度の高い判定対象事項がある場合は、工事選定表の「**6 特別考慮要因**」を判定することができる。

表 2-1 大項目判定基準表

大項目		小項目判定における「a」の数									備 考
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	
1 構造物条件	0	C	A	A	A						
	1	B	A	A							
	2	B	A								
	3	B									
2 技術特性	0	C	A	A							
	1	B	A								
	2	B									
3 自然条件	0	C	A	A	A	A	A				
	1	B	A	A	A	A					
	2	B	A	A	A						
	3	B	A	A							
	4	B	A								
	5	B									
4 社会条件	0	C	A	A	A	A	A	A	A	A	
	1	B	A	A	A	A	A	A	A		
	2	B	A	A	A	A	A	A			
	3	B	A	A	A	A	A				
	4	B	A	A	A	A					
	5	B	A	A	A						
	6	B	A	A							
	7	B	A								
	8	B									
5 マネジメント 特性	0	C	A	A	A	A	A	A	A		
	1	B	A	A	A	A	A	A			
	2	B	A	A	A	A	A				
	3	B	A	A	A	A					
	4	B	A	A	A						
	5	B	A	A							
	6	B	A								
	7	B									

小項目判定における「b」の数

A : a が 1 個以上である
 B : b が 1 個以上であり、かつ a がない
 C : a 若しくは b がない

手順 4 「易、やや難、難」の判定

- (1) 「易、やや難、難」は、手順 3 の判定結果に基づき、表 2-2 「易、やや難、難 判定基準表」により「易」、「やや難」、「難」で判定する。
- (2) 大項目の判定において、「A」が 1 個であり、かつ「B」が 3 個以下である場合、特に厳しい自然条件への対応や、環境対策など特に厳しい制限を受ける工事については、「難」と判断することができる。

(3) 手順3において「6 特別考慮要因」を追加した場合は、その判定結果を判定数に加える。

(4) 判定した結果は、工事選定表の「易、やや難、難【手順4】」の欄に記入する。

表 2-2 易、やや難、難 判定基準表

		大項目判定における「A」の数						備考	
		0	1	2	3	4	5		(6)
大項目判定における「B」の数	0	易	やや難 難(注1)	難	難	難	難	(難)	◆易 ・ A若しくはBがない ・ Bが3個以下であり、かつAがない ◆やや難 ・ Aが1個以上であり、かつBが3個以下である ・ Aがなく、Bが4個以上である ◆難 ・ Aが2個以上である ・ Aが1個であり、かつBが4個以上である ・ Aが1個であり、かつBが3個以下である(注1)
	1	易	やや難 難(注1)	難	難	難	(難)		
	2	易	やや難 難(注1)	難	難	(難)			
	3	易	やや難 難(注1)	難	(難)				
	4	やや難	難	(難)					
	5	やや難	(難)						
	(6)	(やや難)							

(注1) 手順4 (2)の場合に適用

(注2) ()書きは、特別考慮要因が存在する場合に適用

手順5 「工事技術的難易度」の判定

(1) 工事技術的難易度は、手順4の判定結果に基づき、別表第3「工事区分別工事技術的難易度対応表(土木系工事)」により「I～VI」で判定する。

(2) 判定した内容は、工事選定表の「工事技術的難易度【手順5】」の欄に記入する。

手順6 「適用工事」及び「技術評価型」の選定

(1) 適用工事は、手順5の判定結果に基づき、工事技術的難易度がII、III、IV、V又はVIと判定された工事とする。

(2) 適用工事の技術評価型は、次のとおり選定し、工事選定表の「工事評価型【手順6】」に記入する。

① 簡易2型

工事技術的難易度がIIと判定された工事

② 簡易1型

工事技術的難易度がIIIと判定された工事

③ 標準型

工事技術的難易度がIV、V又はVIと判定された工事

④ 高度技術提案型

工事技術的難易度がⅣ、Ⅴ又はⅥと判定された工事で、工事担当課等の長が構造上の工夫や特殊な施工方法を含む高度な技術提案を求める必要があると認めたもの

技術評価型等選定表（土木系工事（漁港工事を除く））

平成 年 月 日作成
(公所名)

工事名		設計金額（税込み）		円	
		工 期		～	
判 定 項 目				判 定 内 容	
大項目	大項目判定 【手順3】	小項目	小項目判定 【手順2】	【手順2】	
1	構造物条件	①規模			
		②形状			
		③その他			
2	技術特性	①工法等			
		②その他			
3	自然条件	①湧水・地下水			
		②軟弱地盤			
		③作業用道路・ヤード			
		④気象・海象			
		⑤その他			
4	社会条件	①地中障害物			
		②近接施工			
		③騒音・振動			
		④水質汚濁			
		⑤作業用道路・ヤード			
		⑥現道作業			
		⑦その他			
5	マネジメント特性	①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6	特別考慮要因	—			
工事区分 【手順1】		易、やや難、難 【手順4】		工事技術的難易度 【手順5】	技術評価型 【手順6】
※判定内容の欄には、規模・数量等をできるだけ具体的に記述すること。				選定者 職・氏名	

技術評価型等選定表（土木系工事（漁港工事））

平成 年 月 日作成
(公所名)

工事名		設計金額(税込み)		円	
		工 期		～	
判 定 項 目				判 定 内 容	
大項目	大項目判定 【手順3】	小項目	小項目判定 【手順2】	【手順2】	
1	構造物条件	①規模			
		②形状			
		③その他			
2	技術特性	①工法等			
		②その他			
3	自然条件	①湧水・地下水			
		②軟弱地盤			
		③地形・ヤード			
		④気象・海象			
		⑤その他			
4	社会条件	①地中障害物			
		②近接施工			
		③騒音・振動			
		④水質汚濁			
		⑤工事区域			
		⑥作業用道路・ヤード			
		⑦供用規制			
		⑧その他			
5	マネジメント特性	①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6	特別考慮要因	-			
工事区分 【手順1】		易、やや難、難 【手順4】		工事技術的難易度 【手順5】	
				技術評価型 【手順6】	

※判定内容の欄には、規模・数量等をできるだけ具体的に記述すること。

選定者 職・氏名	
-------------	--

別表第1

工事区分表(1/3)

工種	事業分類	工事区分	構造物分類・構造形式・工法分類	区分番号	
土木 工事	1 河川	1.1 河川堤防		1010	
		1.2 河川護岸		1020	
		1.3 床止め・床固め		1030	
		1.4 堰・水門		1040	
		1.5 樋門・樋管		1050	
		1.6 水路トンネル	1.6.1 山岳トンネル工法		1061
			1.6.2 シールド工法		1062
			1.6.3 推進工法		1063
			1.6.4 開削工法		1064
		1.7 伏せ越し		1070	
	1.8 揚排水機場		1080		
	1.9 河川浚渫		1090		
	1.10 河川維持管理	(補強・改築は含まない)	1100		
	2 海岸	2.1 海岸堤防		2010	
		2.2 海岸護岸		2020	
		2.3 突堤・離岸堤		2030	
		2.4 養浜		2040	
		2.5 海岸浚渫		2050	
		2.6 海岸維持管理	(補強・改築は含まない)	2060	
	3 砂防・ 地すべり	3.1 砂防堰堤		3010	
		3.2 溪流保全工		3020	
		3.3 地すべり対策	(地下水排除工、抑止杭工を含む)	3030	
		3.4 急傾斜地崩壊対策		3040	
		3.5 砂防維持管理	(補強・改築は含まない)	3050	
	【参考】 4 ダム	4.1 ダム (転流トンネルは、「5 道路 5.1トンネル」で判 定する。)	4.1.1 重力式ダム工事	4011	
			4.1.2 アーチ式ダム工事	4012	
			4.1.3 ロックフィルダム工事	4013	
			4.1.4 アースダム工事	4014	
			4.1.5 表面遮水壁フィルダム	4015	
			4.1.6 複合ダム工事	4016	
			4.1.7 ダム維持管理(補強・改築は含まない)	4017	
	5 道路	5.1 トンネル	5.1.1 山岳トンネル工法	5011	
			5.1.2 シールド工法	5012	
			5.1.3 開削工法	5013	
			5.1.4 沈埋工法	5014	
		5.2 共同溝	5.2.1 シールド工法	5021	
5.2.2 推進工法			5022		
5.2.3 開削工法			5023		
5.3 橋梁上部		5.3.1 RC橋	5031		
		5.3.2 PC橋	5032		
		5.3.3 鋼橋	5033		
		5.3.4 床版工(鋼橋)	5034		
5.4 橋梁下部		5.4.1 RC橋脚・橋台	5041		
		5.4.2 鋼製橋脚・橋台	5042		
		5.4.3 合成構造橋脚・橋台	5043		
5.5 5.5舗装		5.5.1 セメントコンクリート舗装	5051		
	5.5.2 アスファルト舗装	5052			
	5.5.3 ブロック舗装	5053			
5.6 道路付属施設		5060			
5.7 土工	切土工・盛土工	5070			
5.9 斜面安定・法面工		5090			

別表第1

工事区分表(2/3)

工種	事業分類	工事区分	構造物分類・構造形式・工法分類	区分番号
土木 工事	5 道路	5.10 カルバート工		5100
		5.11 擁壁工		5110
		5.12 排水工		5120
		5.13 電線共同溝・CAB		5130
		5.14 情報BOX		5140
		5.15 シェッド		5150
		5.16 道路維持管理	(補強・改築は含まない)	5160
	6 公園	6.1 基盤整備		6010
		6.2 植栽		6020
		6.3 施設整備		6030
		6.4 グラウンド・コート整備		6040
		6.5 自然育成		6050
		6.6 公園維持管理	(補強・改築は含まない)	6060
	7 下水道	7.1 ポンプ場・処理場	7.1.1 土木構造物	7021
		7.2 管渠	7.2.1 開削工法	7011
			7.2.2 推進工法	7012
			7.2.3 シールド工法	2013
			7.2.4 トンネル工法	7014
	8 ほ場整備	8.1 区画整理	8.1.1 平地(表土扱い工法)	8011
			8.1.2 平地(簡易整地工法)	8012
			8.1.3 傾斜地	8021
		8.2 暗渠排水		8022
	8.3 客土		8023	
	8.4 ほ場整備維持管理	(補強・改築は含まない)	8040	
	9 農道	9.1 土工	切土工・盛土工	9010
		9.2 法面保護工	9.2.1 法枠工法	9021
			9.2.2 コンクリート吹付	9022
			9.2.3 客土吹付	9023
			9.2.4 その他	9024
		9.3 トンネル	9.3.1 山岳トンネル工法	9031
			9.3.2 シールド工法	9032
			9.3.3 開削工法	9033
		9.4 舗装	9.4.1 コンクリート舗装	9041
			9.4.2 アスファルト舗装	9042
9.5 擁壁工		9.5.1 山留工	9051	
		9.5.2 法留工	9052	
9.6 橋梁上部工		9.6.1 RC橋	9061	
	9.6.2 PC橋	9062		
	9.6.3 鋼橋	9063		
	9.6.4 床版工(鋼橋)	9064		
9.7 橋梁下部工	9.7.1 RC橋脚・橋台	9071		
	9.7.2 鋼製橋脚・橋台	9072		
	9.7.3 合成構造橋脚・橋台	9073		
10 水路工 ・畑かん 施設	10.1 開水路	10.1.1 現場打水路	10011	
		10.1.2 二次製品水路	10012	
	10.2 暗渠工(函渠工)	10.2.1 現場打水路	10021	
		10.2.2 二次製品水路	10022	
	10.3 管水路	10.3.1 RC管	10031	
		10.3.2 VP管	10032	
		10.3.3 DCIP管	10033	
10.3.4 FRPM管		10034		

別表第1

工事区分表(3/3)

工種	事業分類	工事区分	構造物分類・構造形式・工法分類	区分番号
土木 工事	10 水路工 ・畑かん 施設	10.3 管水路	10.3.5 S P管	10035
			10.3.6 コルゲート管	10036
			10.3.7 その他	10037
		10.4 サイホン工		10040
		10.5 水路橋	10.5.1 水路橋(大規模)	10051
			10.5.2 水路橋(小規模)	10052
		10.6 水管橋	10.6.1 水管橋(大規模)	10061
			10.6.2 水管橋(小規模)	10062
		10.7 頭首工	10.7.1 岩着タイプ	10071
			10.7.2 フローティングタイプ	10072
		10.8 根固工		10080
		10.9 柵渠工		10090
		10.10 矢板工		10100
		10.11 揚水機場(加圧)		10110
		10.12 末端パイプライン		10120
	10.13 散水施設		10130	
	10.14 調整水槽(F P)	10.14.1 P Cタンク	10141	
		10.14.2 R Cタンク	10142	
	11.15 水路工等維持管理	(補強・改築は含まない)	10150	
	11 ため池	11.1 ため池	11.1.1 山池	11011
			11.1.2 麓池	11012
			11.1.3 皿池	11013
		11.2 盛立(築堤)	11.2.1 前刃金工法	11021
			11.2.2 抱土工法	11022
		11.3 取水施設		11030
		11.4 洪水吐		11040
	11.5 底泥浚渫		11050	
	11.6 ため池維持管理	(補強・改築は含まない)	11060	
	12 治山	12.1 治山ダム		12010
		12.2 山腹工		12020
	13 林道	13.1 土工	切土工・盛土工	13010
		13.2 舗装	13.2.1 コンクリート舗装	13021
			13.2.2 アスファルト舗装	13022
		13.3 法面工		13030
	13.4 擁壁工		13040	
	14 漁港	14.1 航路泊地	14.1.1 浚渫揚土工	14010
		14.2 防波堤	14.2.1 ブロック式	14021
			14.2.2 ケーソン式	14022
		14.3 岸壁	14.3.1 (杭式栈橋を除く)	14031
			14.3.2 杭式栈橋	14032
		14.4 基礎工事		14040
		14.5 地盤改良	14.5.1 S C P、深層混合処理等	14050
14.6 ブロック類製作			14060	
14.7 ケーソン製作			14070	
14.8 付属施設		14080		
14.9 維持管理	付属施設に準ずる。(補強・改築は含まない)	14090		

別表第2-1

工事技術的難易度判定の小項目別運用表（土木系工事（漁港工事を除く））

【判定方法】

◆ 小項目は、「a」、「b」、「c」で判定する。

a：特に困難な、又は特に高度な技術を要する「条件・特性」に該当する場合

b：困難な、又は高度な技術を要する「条件・特性」に該当する場合

c：一般的に生ずる、又は通常の技術で対応可能な「条件・特性」に該当する場合

大項目	小項目	判定対象事項（代表的事項等）
1 構造物条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ（土被り厚やトンネル線形等を含む）
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象
2 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等
	②その他	施工方法に関する技術提案等
3 自然条件	①湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等
	②軟弱地盤	支持地盤の状況
	③作業用道路・ヤード	河川内・海域・急峻な地形条件下等、工事用道路・作業スペース等の制約
	④気象・海象	雨・雪・風・気温・波浪等の影響
	⑤その他	地すべり等の地質条件、急流河川における水流、海域における潮流等の影響、動植物等に対する配慮等
4 社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	②近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約
	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
	⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
5 マネジメント特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応（工法変更等に伴うものを含む）
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ（高い品質管理精度の要求等を含む）
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

別表第2-2

工事技術的難易度判定の小項目別運用表（土木系工事（漁港工事））

【判定方法】

◆ 小項目は、「a」、「b」、「c」で判定する。

a：特に困難な、又は特に高度な技術を要する「条件・特性」に該当する場合

b：困難な、又は高度な技術を要する「条件・特性」に該当する場合

c：一般的に生ずる、又は通常の技術で対応可能な「条件・特性」に該当する場合

大項目	小項目	判定対象事項（代表的事項等）
1 構造物条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ（特殊ケーソン）、法線の曲線等
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象
2 技術特性	①工法等	工法、使用船舶・機械、使用材料等
	②その他	施工方法に関する技術提案等
3 自然条件	①湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等
	②軟弱地盤	土質条件、支持地盤の状況
	③地形・ヤード	海域・河川内・急峻な地形条件下等、工事用道路・作業スペース等の制約
	④気象・海象	波浪・うねり・視界・透明度・雨・雪・風・気温等の影響
	⑤その他	海域における潮流、地すべり等の地質条件、急流河川における水流等の影響、動植物等に対する配慮等
4 社会条件	①地中障害物	埋設物等の障害物
	②近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤工事区域	航路の切り回し、船舶航行等による作業の規制
	⑥作業用道路・ヤード	港湾施設の供用による制約、生活道路を利用した資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約
	⑦供用規制	供用中の港湾施設等の利用の規制を伴う作業、現道上での交通規制を伴う作業
	⑧その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理、粉じん対策等
5 マネジメント特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整、作業等調整
	②住民対応	漁業者・海事関係者・近隣住民・プレジャーボート所有者等との対応
	③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者との調整、関係民間団体・企業との調整
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応（工法変更等に伴うものを含む）
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ（高い品質管理精度の要求等を含む）
	⑥安全管理	作業船の回航、作業船避難場所の確保、潜水作業の鮫対策等の危険作業、高所作業、夜間作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

別表第3

工事区分別工事技術的難易度対応表(土木系工事)

【判定方法】

◆ 手順4の判定結果に基づき、工事区分に応じて、工事技術的難易度を判定する。

事業分類	工事区分 (構造物分類・構造形式・工法分類)	工事技術難易度					
		I	II	III	IV	V	VI
1 河川	河川堤防、河川護岸、床止め・床固め、河川浚渫、河川維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル(推進工法)、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)			易	やや難	難	
2 海岸	海岸堤防、海岸護岸、養浜、海岸浚渫、海岸維持管理	易	やや難	難			
	突堤・離岸堤		易	やや難	難		
3 砂防 ・地すべり	溪流保全工、砂防維持管理	易	やや難	難			
	砂防堰堤、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策		易	やや難	難		
【参考】 4 ダム	ダム維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
5 道路	舗装、道路附属施設、土工(切土工・盛土工)、斜面安定・法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報BOX、シェッド、維持管理	易	やや難	難			
	共同溝(推進工法、開削工法)、橋梁上部、橋梁下部、電線共同溝・CAB		易	やや難	難		
	トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)、共同溝(シールド工法)			易	やや難	難	
	トンネル(沈理工法)				易	やや難	難
6 公園		易	やや難	難			
7 下水道	ポンプ場・処理場(土木構造物)、管渠(開削工法・推進工法)		易	やや難	難		
	管渠(シールド工法・トンネル工法)			易	やや難	難	
8 ほ場整備	区画整理、暗渠排水、客土	易	やや難	難			
9 農道	土工(切土工・盛土工)、法面保護工、舗装、擁壁工、農道維持管理	易	やや難	難			
	橋梁上部工、橋梁下部工		易	やや難	難		
	トンネル			易	やや難	難	
10 水路工・畑かん施設	開水路、函渠工、管水路工、水路橋(小規模)、水管橋(小規模)、根固工、柵渠工、矢板工、揚水機場(加圧)、末端パイプライン、散水施設、調整水槽(RCタンク)、水路工等維持管理	易	やや難	難			
	サイホン、水路橋(大規模)、水管橋(大規模)、調整水槽(PCタンク)		易	やや難	難		
	頭首工			易	やや難	難	

別表第 3

事業分類	工事区分 (構造物分類・構造形式・工法分類)	工事技術難易度					
		I	II	III	IV	V	VI
11 ため池	皿池、盛立(築堤)、取水施設、洪水吐、底泥浚渫、ため池維持管理	易	やや難	難			
	山池、麓池		易	やや難	難		
12 治山	治山ダム、山腹工	易	やや難	難			
13 林道	舗装、土工(切土工・盛土工)、法面工、擁壁工	易	やや難	難			
14 漁港	ブロック類製作、附属施設設置、維持管理	易	やや難	難			
	航路泊地(浚渫揚土工)、防波堤(ブロック式)、離岸堤、突堤、護岸、岸壁(杭式栈橋を除く)、基礎工事、ケーソン製作、地盤改良、着定基質設置、魚礁沈設		易	やや難	難		
	防波堤(ケーソン式)、岸壁(杭式栈橋)			易	やや難	難	